

滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館に限る。）飲料用自動販売機 設置事業者募集要項

滋賀県教育委員会事務局生涯学習課では、滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館に限る。）に設置する飲料用自動販売機（以下「自販機」という。）の設置事業者を募集しますので、応募を希望される方は、この募集要項をよく読み、各事項をご承知の上、お申し込みください。

1. 公募施設

- (1)名称 滋賀県立長浜ドーム（宿泊研修館に限る。）
- (2)所在地 滋賀県長浜市田村町1411番地の1

2. 公募物件

物件番号	設置場所	品目	台数	設置面積	最低納付金額
1	滋賀県立長浜ドーム （宿泊研修館に限る。） 1階ロビー	清涼飲料水	1台	0.79 m ²	39,416円

- ※（1）自販機の種類によっては、商品の補充やメンテナンスのための扉の開閉等に支障がある場合もありますので、応募前に必ず設置場所の確認を行ってください。
- （2）設置面積には、空き容器回収ボックスの設置スペースを含みます。

3. 県へ納入する教育財産使用料および納付金

- (1) 設置事業者は、教育財産使用料として、設置面積1 m²につき年額約27,000円程度を納入するとともに、納付金提案書に記載された金額に消費税及び地方消費税相当額の100分の8に相当する金額を加算した納付金を納入していただきます。
- (2) 設置事業者は自販機の維持に必要な電気代等を共益費として納入する必要があります。
- (3) 県が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入していただきます。

4. 契約期間

- (1) 契約の期間は、平成30年4月25日（水）から平成31年3月31日（日）までとします。
- (2) 契約を継続することが適当でないとするときは、契約期間内であっても取り消すことがあります。

5. 応募に必要な資格要件

次の全ての要件を満たす、法人または個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項および第 2 項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までまたは第 6 号の規定に該当しない者であること、かつ、次のいずれにも該当しない者であること（会社の役員など実質的に営業に関与している者についても、次のいずれにも該当しないこと。）。
 - (ア) 暴力団員等（滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - (イ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的を持って、暴力団（滋賀県暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員等を利用している者
 - (ウ) 暴力団または暴力団員等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (エ) 暴力団または暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (オ) 上記（ア）ないし（エ）のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体およびその構成員でないこと。
- (5) 滋賀県税を滞納していないこと。
- (6) 法人にあつては滋賀県内に本店または支店・営業所があること。個人にあつては滋賀県内に住所を有すること。

6. 設置条件

- (1) 自販機本体
 - ① デザインは、公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
 - ② 設置機種については、概ね下記の仕様を参考とする。
物件 1 幅 999mm、奥行 652mm、高さ 1830mm、重量 310 k g
- (2) 転倒防止対策
自販機は床面に固定し、転倒防止対策を施すこと。
- (3) 空き容器回収ボックス
自販機の設置場所に、1 個以上の空き容器分別回収ボックスを設置し、設置事業者

の責任において適切に管理し、回収・処分すること。なお、回収ボックスに投入された容器等は、全て回収・処分すること。

7. 質問書および回答

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 平成30年3月20日(火)から平成30年3月28日(水)までの
午前9時から午後5時までとします。
- (2) 受付方法 質問書(別記様式第5号)に記入の上、ファクシミリまたは電子メールで送付してください。
- (3) 質問者への回答 質問者に対しファクシミリまたは電子メールで個別に回答します。
また、全ての質問事項および回答をまとめ、随時、県のホームページに掲載します。

8. 提出書類

応募にあたっては、以下の書類(正本1部)を県に提出いただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 応募申込書(別記様式第1号)
- (2) 納付金提案書(別記様式第2号)※設置事業者の決定にあたっては、納付金提案書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって納付金とするので、応募者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の108分の100に相当する金額を納付金提案書に記載してください。

なお、納付金提案書のみを無地封筒(長型3号)に入れ、表に、氏名(法人は、称号または名称)、物件番号を記載してください。

- (3) 販売品目一覧表(別記様式第3号)
- (4) 誓約書(別記様式第4号)
- (5) 設置する自販機のカatalog(寸法、消費電力等が確認できるもの)
- (6) 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ)
- (7) 5(2)に係る許認可書等の写し
- (8) 滋賀県税に未納がないことを証する納税証明書
- (9) 印鑑登録証明書

(注) 納税証明書および印鑑登録証明書は、提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの(写し可)を提出してください。

9. 応募申込書提出先および提出期間

(1)提出先 滋賀県教育委員会事務局生涯学習課生涯学習振興係

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

(2)提出期間 平成30年3月20日(火)から平成30年4月6日(金)(土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。)までの午前9時から午後5時までとします。

(注)①郵便の場合、書留郵便により平成30年4月6日(金)の午後5時までに必着のこと。

②ファクシミリおよび電子メールでの提出は認めません。

10. 無効

以下の事項に該当する場合は、無効となります。

- (1) 応募申込書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき。
- (2) 応募申込書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 5に定める必要な資格要件に該当しない者がしたもの。
- (6) 談合その他不正の行為があったと認められるもの。

11. 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とします。

12. 決定方法

提出された応募申込書をもとに、資格要件を満たすと認められた者が提出した納付金提案書の提案納付金額が、滋賀県が設定した最低納付金額以上の額で、最高金額を提案した者を設置事業者に決定します。

最高金額を提案した者が複数ある場合は、当該応募者立ち会いの下、くじにより決定します。

決定は、平成30年4月9日(月)の予定です。

13. 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、落札者に通知するとともに、滋賀県ホームページに設置事業者名および決定金額を掲載します。

14. 教育財産使用許可の手続き

(1)設置事業者に決定された者は、平成30年4月16日(月)までに、教育財産使用許可申請書を提出してください。

(2)添付書類

- ①設置場所の図面
 - ②設置する自販機カタログ(寸法、消費電力等が確認できるもの) (省略可)
 - ③定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類(法人のみ) (省略可)
- (3)使用許可の手続きに要する一切の費用については、設置事業者決定された者の負担とします。

15. 契約の締結および契約保証金

設置事業者決定された者は、自動販売機の設置等に関する契約書(別添 1)を締結しますので、その内容をご確認ください。なお、本契約に伴う契約保証金については免除します。

16. 設置事業者の決定取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消します。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに教育財産使用許可申請手続きを行わなかったとき。
- (2) 設置事業者が応募者としての資格を失ったとき。
- (3) その他設置事業者が本件契約の相手方として不相当と認められる場合。

17. 設置費用等

自販機の設置、撤去および移転等に要する一切の費用については、設置事業者の負担とします。

18. 使用上の制限

- (1) 許可用途以外に使用しないこと。
- (2) 自販機の設置および飲料を販売する権利を第三者に譲渡または転貸してはならないこと。

19. 販売品の条件

- (1) 販売品は、缶、ビン、ペットボトル、紙パックなどの清涼飲料水や牛乳など多品種、多品目により構成するよう努めてください。
- (2) 販売価格については、その品目の希望小売価格（施設等管理者が特に販売額の条件を定める場合はその額）以下とし、設置事業者が設定してください。

20. 必要な報告

設置事業者は、別添「自動販売機の設置等に関する契約書」第 18 条の規定に基づき、自販機毎に毎月の売上数量、売上金額を報告していただきます。

21. 維持管理

- (1) 販売品の補充、賞味期限および金銭の管理など、自販機の維持管理は設置事業者の責任において適切に行ってください。
- (2) 関係法令等を遵守するとともに衛生管理および感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続きを行ってください。
- (3) 自販機の故障、苦情等については、設置事業者の責任において対応するものとし、自販機に連絡先を明記してください。

22. 原状回復

設置事業者は、使用許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに自己の責任において原状に回復して、滋賀県に返還してください。ただし、県が原状回復の必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

23. その他

本書に定めのない事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令および滋賀県財務規則 (昭和 51 年滋賀県規則 56 号) の定めるところによる。

参考

(平成 28 年度データ※1 年間)

物件番号 1

年間販売数量:2,500 本

年間売上額:約 318,000 円

年間電気代:約 22,000 円

(平成 29 年度データ見込み含む※1 年間)

物件番号 1

年間販売数量:3,000 本

年間売上額:約 367,000 円

年間電気代:約 22,000 円